

立川市第 2 次自転車活用推進計画の方向性について

1 次期計画の名称と計画期間

名 称：立川市第 2 次自転車活用推進計画

計画期間：令和 7 年度から令和 11 年度まで（5 年間）

2 次期計画の方向性の検討手順

①現計画での取組事項を検証し、課題を抽出する＝資料 1－1～資料 1－3

②国や東京都の計画の概要を把握する

③以下の項目から自転車等を取り巻く現況を整理する

- ・ 社会情勢や主な法令改正等
- ・ 自転車関連データ

④上記①～③により、現計画から持ち越す課題や新たな課題を整理し、次期計画の基本方針案や施策案等を設定する

3 国と東京都の計画の概要

主体	根拠条文	計画名称	計画期間	計画概要
国	法第 9 条	第 1 次自転車活用推進計画	H30～R2	自転車活用による 4 つの目標を設定（良好な都市環境の形成、健康長寿社会の実現、観光立国の実現、安全で安心な社会の実現）
		第 2 次自転車活用推進計画	R3～R7	4 つの目標に 2 つの新たな施策を追加（多様な自転車の開発・普及、自転車保険への加入促進）
都	法第 10 条	東京都自転車活用推進計画	R3～R12	自転車活用による 4 つの目標を設定（環境形成、健康増進、観光振興、安全・安心）
市	法第 11 条	立川市自転車活用推進計画	R2～R6	「Fun To Cycle」を基本方針とする 3 つの方針（安全、快適、付加価値）
		立川市第 2 次自転車活用推進計画	R7～R11	基本方針の継承、自転車等を取り巻く状況の変化等を踏まえての必要な取組の検討

（法＝自転車活用推進法（平成 29 年 5 月施行））

※立川市自転車活用推進計画は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく計画を包含するものである。

4 自転車等を取り巻く現況

(1) 社会情勢 (R2～)

番号	事象	期間	メリット (※)	デメリット (※)
1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大 (R5.5月に感染症法上は5類に分類)	R2～R5	決済や各種手続きの非接触化（オンライン化等）の推進	駐輪需要の予測困難
2	物価高騰	R4～	—	政策的課題の保留 (無料駐輪場の有料化の検討等)

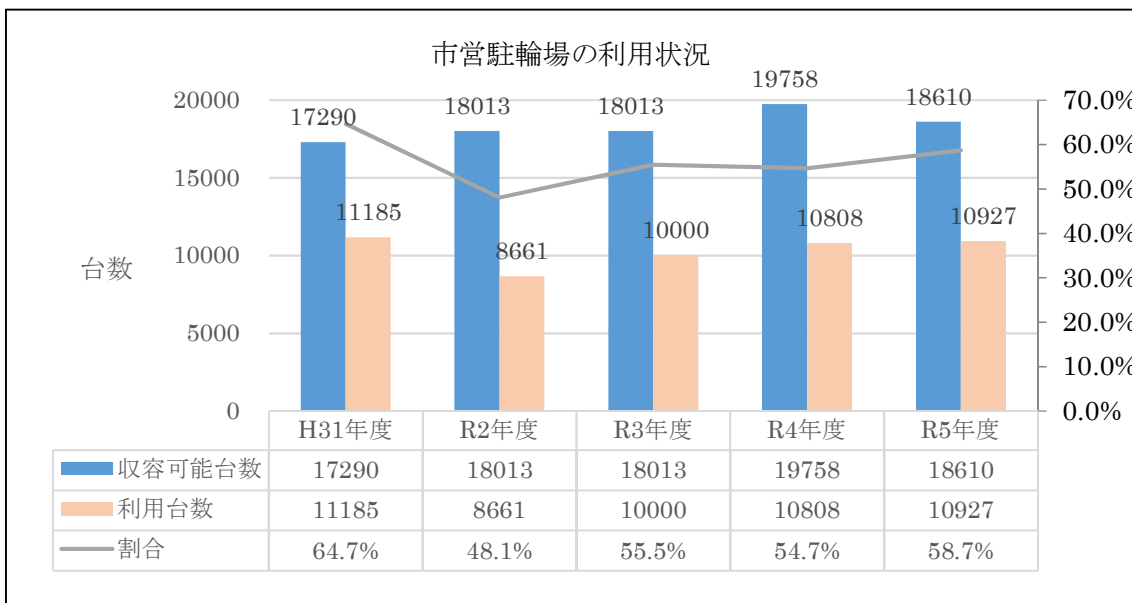
※「メリット」と「デメリット」は自転車等施策において考えられる内容

(2) 主な法令改正等 (R2～)

番号	施行時期	内容
1	R4.11月	「自転車安全利用五則」の改正
2	R5.4.1	改正道路交通法の施行 ・すべての自転車利用者への乗車用ヘルメット着用の努力義務化 ・移動用小型車に関する規定の新設
3	R5.7.1	改正道路交通法の施行 ・特定小型原動機付自転車の交通方法等の整備

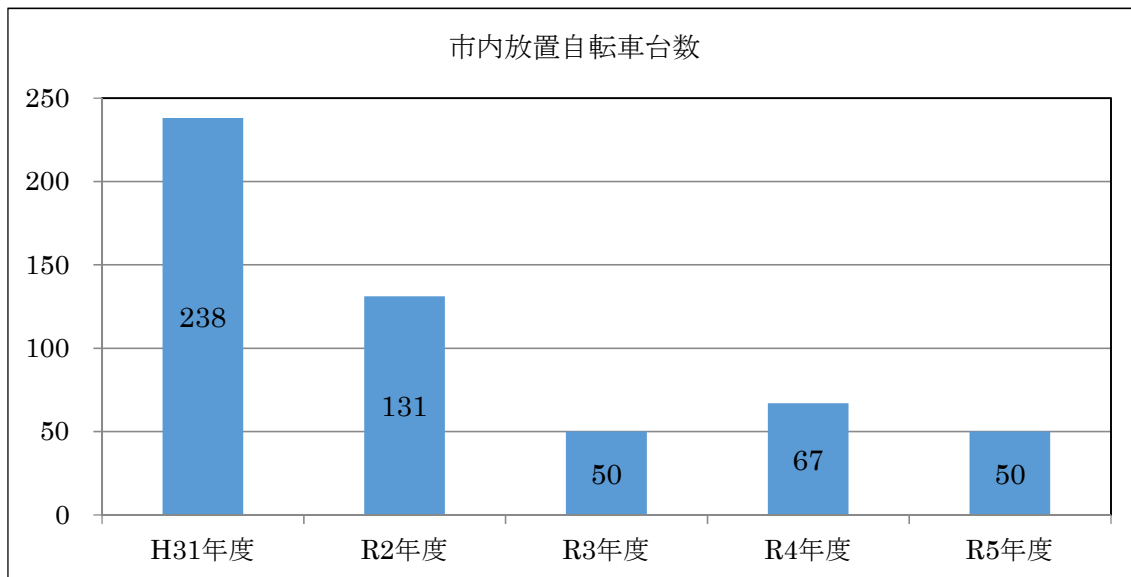
(3) 自転車関連データ

①市営駐輪場の利用状況 (10月のうち任意の晴天の1日 午前11時の駐車台数)



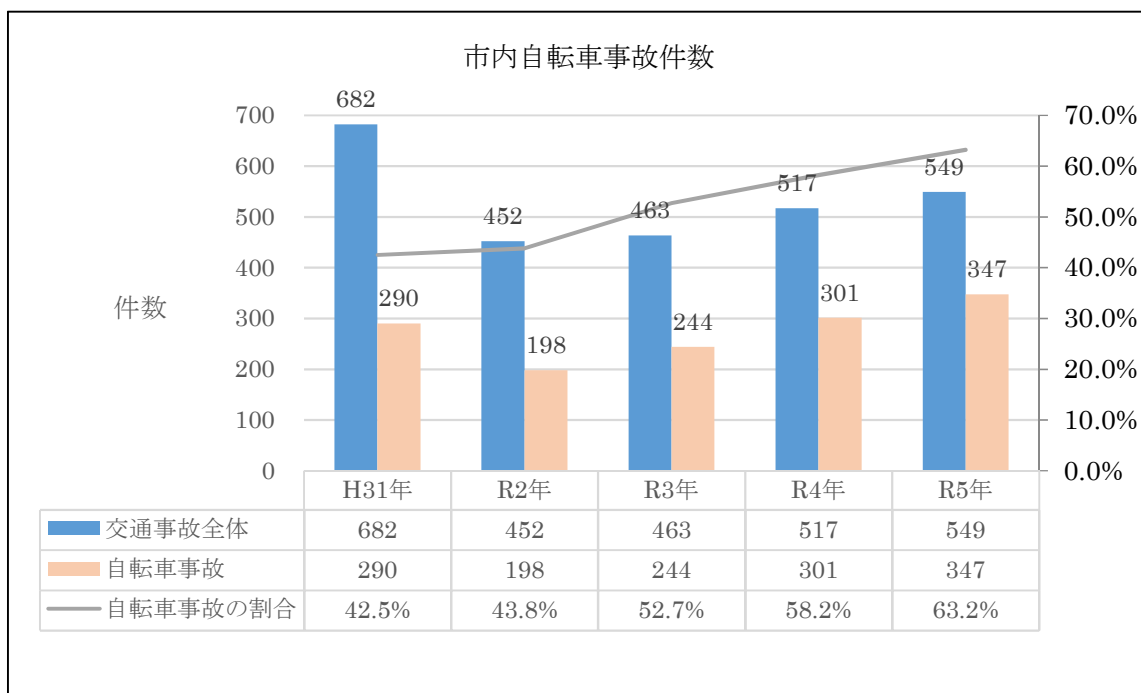
⇒コロナ禍においても緊急事態宣言が発令された令和2年度に利用台数は大きく落ち込んだが、徐々にコロナ禍前の利用台数に戻りつつある。
常に供給が需要を上回っている。

②市内放置自転車台数（10月のうち任意の晴天の1日 午前11時の放置自転車台数）



⇒新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類となり、行動抑制の緩和等に伴う人流の増加傾向が見られているものの、放置自転車台数はコロナ禍前に比べて大幅に減少している。

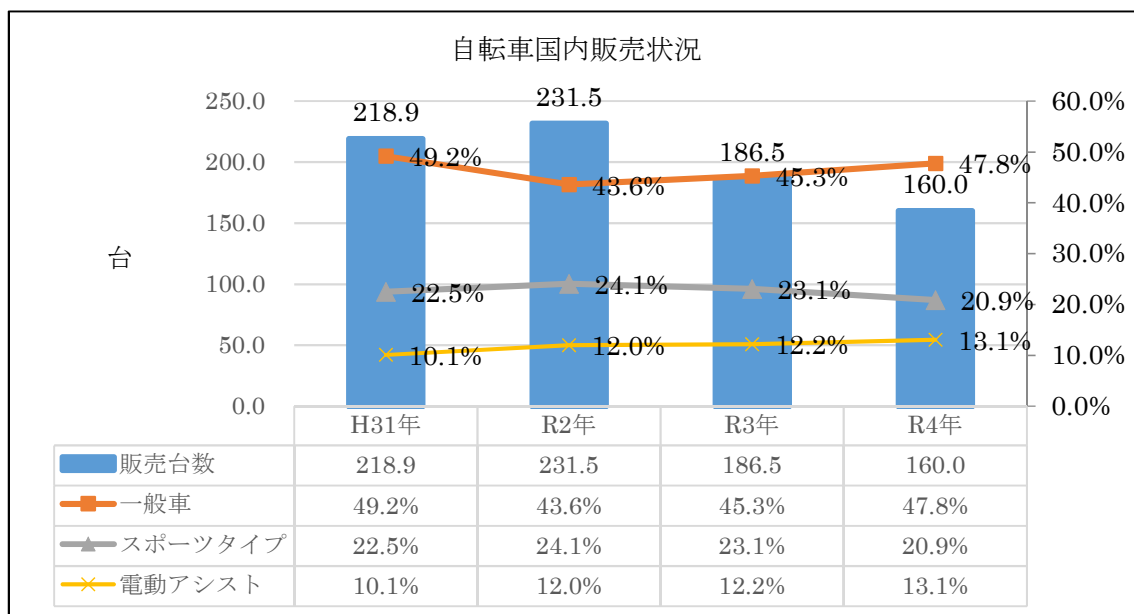
③市内自転車事故件数（警視庁データ）



⇒新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類となり、行動抑制の緩和等に伴う人流の増加傾向に比例して、交通事故全体件数・自転車事故件数ともに増加傾向である。

④自転車国内販売状況（一般財団法人自転車産業振興協会データ）

１店舗当たり平均年間車種別新車販売台数及び構成比（抜粋）



⇒電動アシスト付き自転車の販売割合は年々増加している。

５ 次期計画の方向性

施策の継続性や現計画期間における社会状況等を鑑み、次期計画の基本方針案や施策案等については、現計画の内容を踏襲しながら、新たな課題等を加えていく。

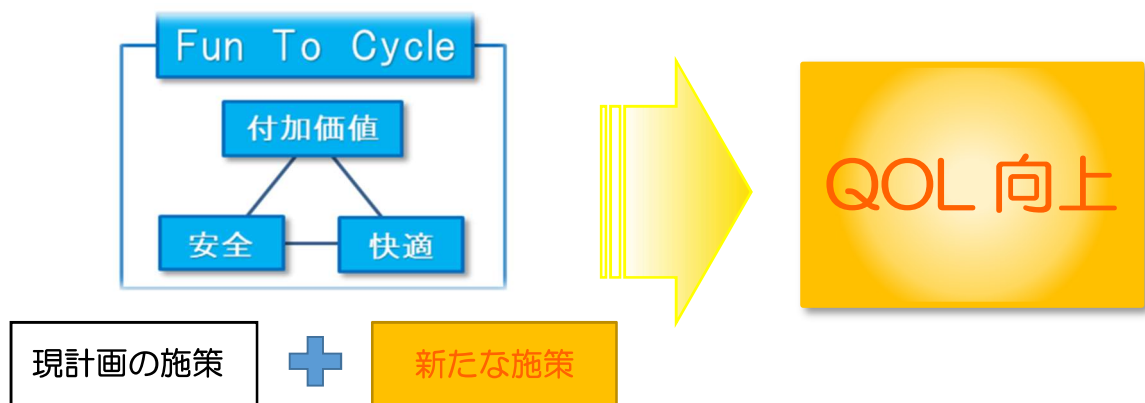
このため、次期計画の方向性は次のとおりとする。ただし、策定の検討過程において適宜修正していくものとする。

（１）次期計画の基本方針案と目標案

- ・現計画の基本方針である「Fun To Cycle」の継承
- ・自転車利用による市民の「QOL (Quality of Life)」の向上

<イメージ図>

自転車の利用によるQOL向上の条件として必要な**３要素（安全、快適、付加価値）**を自転車の『Fun』と定義し、皆が自転車の『Fun』を感じるために必要な施策の**基本方針**を『Fun To Cycle』とする（立川市自転車活用推進計画の16頁参照）。



(2) 次期計画の施策案

- ・現計画での施策を継続する（一部、事業が終了した施策は廃止）
- ・現計画から持ち越す課題や社会状況等・自転車関連データを踏まえ、取組を推進する施策については方向性を「充実」とする
- ・法令改正等により生じる新たな課題については方向性を「新規」とする

⇒以上をまとめた次期計画の施策案は下記のとおり

方針	利用シーン	施策	方向性	備考
1 安全性 の向上	日常利用	①学校における自転車安全教育	継続	
		②高齢者向けの自転車安全教育	継続	
		③企業における自転車安全教育	充実	コロナ禍の影響で取組が困難
		④駐輪場における安全利用啓発	継続	
		⑤通学路合同点検の実施	継続	
	余暇利用	①自転車教室（競輪場等）	継続	
		②レンタサイクル利用者への安全利用啓発	廃止	指定管理者の自主事業終了に伴う廃止
	共通	①自転車販売時の安全利用啓発	継続	
		②走行環境整備	継続	
		③自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知	充実	自転車事故の増加傾向
		④自転車運転者講習制度の着実な運用	継続	
		⑤民間事業者等と連携した保険加入の広報・啓発	継続	
		⑥ヘルメット着用の広報啓発	充実	ヘルメット着用の努力義務化による取組の推進
2 快適性 の向上	日常利用	①駐輪環境の快適性向上	充実	利用料金の改定や量から質への転換など、駐輪場の管理運営手法の検討
		②公共交通機関との連携	継続	

	余暇利用	①多様な自転車が利用しやすい環境整備	充実	一般車以外の自転車販売割合の増加傾向
	共通	①走行環境整備（再掲）	継続	
		②走行環境の維持管理・改善・周知	充実	既設置の自転車ナビマーク・ナビラインの維持管理
		③放置自転車クリーンキャンペーンの継続及び内容の見直し	継続	
		④自転車撤去の実施と今後のあり方に関する検討	継続	
3 新たな 価値の 付加	日常利用	①高齢者に向けた自転車利用啓発	継続	
		②災害時・感染症流行時における自転車利用体制づくりの検討	充実	防災課などの関係部署との情報共有
		③企業等と連携した自転車通勤の啓発	充実	自転車通勤の有効性や自転車利用の魅力の周知
	余暇利用	①民間事業者等や立川競輪等と連携したサイクルスポーツ振興	継続	
		②旧多摩川小やたまリバー50キロ等、立川市内の自転車余暇利用スポットを拠点とした施策の展開	継続	
		③商業・観光関係者等と連携したシェアサイクル導入の検討	充実	シェアサイクル実証実験の検証を踏まえた本格導入の検討と利用促進
		④観光視点の施策展開	継続	
	共通	①健康づくり関連事業と連携した周知・啓発	充実	自転車利用による健康増進の周知と健康事業との連携
		②広域連携を視野に入れた走行環境整備	継続	
		③MaaSによる移動の利便性の向上	新規	MaaSによる移動の選択肢の拡充、シェアサイクルと交通機関の連携
		④自転車等と新たな電動モビリティの共存の検討	新規	特定小型原動機付自転車等への対応等

6 策定スケジュール（案）

次頁のとおり